

さざなみ福祉会 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さざなみ福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）ならびに評議員選任・解任委員の報酬を支給する場合および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等及び評議員選任・解任委員に対して報酬は支給しない。評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会の出席のみについては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事会またはその他の会議に出席するための費用を弁償する。弁償額と支払方法については理事会で確認する。

2 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

弁償額は、役員等の居住地から計算し、交通費の実費額とする。

旅費は精算払いとするが、必要に応じて出発前概算支払いを受けることができる。

出張から帰所したときは、1週間以内に旅費の精算をしなければならない。

日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 5,000円

宿泊料 1日につき10,000円

交通費については職員の旅費規程に準じて支給する。支払方法については理事会で確認する。

(適用除外)

第4条 職員であって、役員等及び評議員選任・解任委員を兼ねる者にはこの規程を適用しない。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、2012年9月23日から施行する。

2012年9月23日 制定

2017年5月20日 改定

2018年6月17日 改定